

令和6年（行ウ）第27号 診療報酬請求事件

原告 藤巻 拓郎

被告 社会保険診療報酬支払基金

東京地方裁判所 民事第2部合議D c 係 御中

令和7年1月28日

〒112-0006 東京都文京区小日向4-4-3-102

原告 藤巻 拓郎 印

上 申 書

被告は、準備書面を、前回に続き今回も、提出期限の1月20日を過ぎても現在も提出していません。しかも、被告は、原告による被告に対する9月1日付の当事者照会書に実質的に答えておらず、また10月2日付の当事者照会書については未だに形式的な回答すらしていません。したがって、1月30日に結審が想定されます。

被告の対応や判決は予想できませんが、「コンタクトレンズの装用を目的に受診したことのある患者がコンタクトレンズ目的以外の別の新たな主訴で来院した際に、永遠に再診料の算定しか認めず、屈折検査及び角膜曲率半径計測も永

遠に無料で実施することを医療機関に強いることは違法であり、初診料および屈折検査・角膜曲率半径計測の算定を認めるべきだ」、との原告の主張について、明確な判断を頂くことで過去及び今後の同種の事案についてこれに沿った解決を得ようとする原告の期待が満たされない可能性が生ずることを不安視しています。

被告のこの運用は、東京など被告関東ブロックや大阪などの大都市圏を中心に行われている一方で、全国国民保険連合会による算定および被告の多くの他の県での審査では行われていません。全国国民保険連合会および被告の多くの他の県での算定では、被告の東京などでの運用と異なって、D 2 8 2－3 注 3 および同留意事項通知（4）、並びに「審査の取扱いに関する一定の見解について（第2回）平成28年6月」（甲第9号証・乙第10号証）に則った文理に忠実な運用により、初診料・屈折検査・角膜曲率半径計測の算定が認められており、このまま被告の文理解釈違反の減点査定を放置することは、保険証の種別および都道府県の違いによって医療の値段が合理的な理由なく異なることを意味し、平等原則に反して不正義です。

加えて、被告は本件訴訟を受けて、令和6年4月診療分から、増減点連絡書の、「補正・査定後内容」欄の、審査結果の理由等：『減点理由』内の記載を、

記載のみからは減点の根拠法令や適用関係が不明な文言へと変更したため、現在も、被告の減点査定の恣意を抑制し判断の合理性を担保することができない状態になっています。この運用が今後も続くことは、被告の恣意的かつ不合理な減点を是認し、野放しにすることとなり、不正義です。

また、『減点理由』を、後になって、当初の理由とは同一性を欠く『全く別の減点理由』に差し替えることは、違法な理由の差し替えとして許されるべきではありません。被告はこれを被告準備書面によって主張しているので、違法であることの確認がなされなければ、被告は今後も減点査定の後になって、当初の『減点理由』とは同一性を欠く『全く別の減点理由』を制限なく主張できることとなり、法令に則った審査支払に対する社会の信頼を著しく害します。

そこで、そのことに対応するために、訴えの追加的変更の申立てを致しました。1月30日には結審しないでください。

ただ、これまでの請求については、被告が書面を提出しない正当な理由は見当たりません。被告がこれから書面を提出しても、時機に後れた攻撃防御方法であるから、却下を求めます。

原告の請求は、認容されるべきことを前提として、追加的請求について審理してください。

以上